

ベトナムにおけるドイモイの展開と 一九九五年民法典の成立

深 沢 瞳

- 一 序論——問題の所在——
- 二 ベトナムにおける制度改革の特徴——ドイモイの展開とその形成過程——
 - (一) 貧しさを分かち合う社会主義からドイモイまでの意思決定
 - (二) ドイモイの展開とベトナムにおける制度変化の特徴
- 三 ドイモイと一九九五年民法典の制定
 - (一) ベトナムの制度改革の過程における法改革の意義
 - (二) 一九九五年ベトナム民法典の制定過程およびその内容と特徴
- 四 一九九五年民法典の意義とその限界——体制移行プロセスにおける契約自由の原則の分析を中心に——
- 五 結語——今後の課題——

一 序論——問題の所在——

本稿は、法改革が政治・経済の発展に与える影響を探索する開発法学の研究の一環として、ベトナムにおける民法の制定と政治・経済発展プロセスとの関係を明らかにしようとするものである。

経済発展の相違をもたらす決定的要因として、制度 (institutions) の違いが注目されてきた。制度変化の原因とプロセスは、新制度派経済学 (New Institutional Economics) の中心的課題であった。その到達点といえるダグラス・ノースの研究によれば、制度の変化は、非形式的な制度——慣習、道徳、伝統——と形式的な制度——法律・命令、民法はその典型例といえる——との相互作用の結果であり、形式的制度による意図的な制度変化の可能性を示しつつ、それは、既存の非形式的な制度に規定された連続的な変化であること (制度変化の経路依存性) を明らかにした⁽¹⁾。しかし、意図的な制度変化は、法律の制定・改正を求める政治家へのロビー活動の成果に依存し、政治的決定論に陥るという批判もある⁽²⁾。この批判に答えるために、新制度派経済学は、政治システムと既存の経済的・社会的組織との相互関係の分析を通じた制度変化の理論を深化させる方向に進みつつある。もっとも、新制度派経済学においては、法は政治システムの道具として捉えられており、形式的制度としての法に固有の役割については、十分に分析されていない⁽³⁾。しかし、政治システムと法は一体ではなく、法が常に政治の道具として用いられるわけではない。両者の間には緊張関係があり、法は政治に強く影響されつつも法が政治をコントロールし、経済発展を促す役割を無視することはできない。開発法学に固有の問題意識は、政治システムと既存の経済的・社会的組織との相互関係の中で、法規範囲固有の役割と機能を考察し、政治・経済の発展プロセスにおける形式的制度としての法と既存の非形式的制度との関係を明らかにすることにある。

このような開発法学に固有の問題意識から見た場合、一九八六年以降のベトナムにおける、目覚ましい経済発展、政治システムの変革および一連の民法典の制定・改正の関係を分析することは、開発法学の理論を実証的に発展させる上で重要な題材を提供する。

ベトナム政府は一九八六年、ドイモイ（刷新）政策を導入した。そして、経済発展の原動力となる市場システムの構築を決定し、その制度基盤を整備するために、初めて一九九五年に民法典（以下、「一九九五年民法典」という。）を制定した。しかし、市場システムの制度基盤としての民法典と社会主義的な政治・経済システムとの調整をめぐって、未解決の問題を残しており、二〇〇五年、二〇一五年と立て続けに民法典を改正してきた。いっそう効率的な市場取引を可能にする民法典を求める動きがある一方で、社会主義国家としての政治のあり方が根本的に問われている。

このような状況を踏まえ、本研究は、ベトナムにおける民法典の制定・改正を必要とした経済的・社会的事情および政治システムとの関係を実証的に分析し、法の役割を明らかにする研究の出発点をなすものである。本稿は、ベトナム初の一九九五年民法典に着目し、以下の順序で考察をする。最初にベトナム政府が一九八六年に決定したドイモイに至るまでの政治的意思決定プロセスについて、南北統一後の社会主義政治体制および経済状況を確認しつつ、検討する。続いて、市場経済基盤を整備するために制定された民法典を題材に、その内容を確認した上で、法制度改革の意義について検討する。そして法規範が政治システムと相互に緊張関係に立ちつつ、経済発展に与える影響という観点から、一九九五年民法典の成果と限界について検討を加える。最後にさらなる民法典の改正を必要とした要因について考察する。

二 ベトナムにおける制度改革の特徴

——ドイモイの展開とその形成過程——

(一) 貧しさを分かち合う社会主義からドイモイまでの意思決定

1 ベトナムにおける社会主義——貧しさを分かち合う社会主義——

南北統一後にベトナムが目指した国家像は、ソ連で形成された社会主義の普遍モデルとされる「中央集権的計画化管理制度」⁽⁴⁾であった。ソ連とは社会的・経済的基礎条件が異なるにもかかわらず、ベトナムは社会主義国家という理想を実現するために、生産関係では国有化・集団化の形成を押し進め、経済運営は市場ではなく中央集権、計画化に委ねる。そして、農業と工業の結合・相互関係を高め、社会主義の物質的・技術的基礎を築く社会主義的工業化を展させるために、産業体系として重工業を優先することを方針とした⁽⁵⁾。より具体的に説明すると、生産関係においては、農業分野・工業分野双方において、国家が生産に必要な物資を提供する代わりに、その対価として生産品を廉価な固定価格で買取り、消費関係においては、国家は配給制度を実施するというものである⁽⁶⁾。

しかし、普遍モデルは制度として内在的問題を二つ抱えていた。一つは、低価格による農産品の買付けや平均主義的な賃金の分配は、農民や労働者の勤労意欲を削ぎ、生産関係を不安定にさせるという点である⁽⁷⁾。もう一つは配給制度が、ベトナム民主共和国（以下「北ベトナム」という。）を支援する中国やソ連による無償援助によって支えられているという点である⁽⁸⁾。無償援助が打ち切られてもなお、安価での配給制度を維持するとすれば、不足する物資を補うために輸入をせざるを得ず、大幅な財政赤字に陥る危険性があった⁽⁹⁾。もっとも、普遍モデルはベトナム戦争下では軌道に乗った。それは、支援国による無償援助によって配給制度が支えられていたというだけではない。戦争に勝利する

ためには、公平に社会的負担を分かち合う必要があるという意識が、北ベトナム国民の間で広く共有されており、低価格での農産品の買取りを受け入れていたという点にある。⁽¹⁰⁾これを古田は「貧しさを分かち合う社会主義」と称した。⁽¹¹⁾だが、ベトナム戦争の終結により、貧しさを分かち合うという共通意識および同盟国の無償援助という条件が消滅した。にもかかわらず、普遍モデルに基づく改革は、統一後の南部においても実施された。⁽¹²⁾農業の集団化および資本主義的商業を根絶するために、資産の没収が行われた。⁽¹³⁾

一九七六年一二月、ベトナム共産党は一九七六年から一九八〇年までの第二次五カ年計画を発表した。それは、農業分野では、一九八〇年までに粗換算で二二〇〇万トンの食糧を生産するとし、工業分野では、年平均一六〇一八パーセントの成長を目標として掲げた。⁽¹⁴⁾

しかし、農業生産量は、各年度平均で約一三四〇万トンの生産量にとどまり、計画は失敗した。⁽¹⁵⁾工業生産においても、七九年度、八〇年度にはマイナス成長を記録し、目標が達成できなかった。⁽¹⁶⁾農業および工業生産の不振は、食糧調達量の不足を招いた。工業の不振によって、農業に必要な投資財の配給が満足に行われず、その結果、農民らが農産品の買取りに消極的になったからである。⁽¹⁷⁾不足する食糧を補うために実施した輸入は、財政赤字を招いた。⁽¹⁸⁾第二次五カ年計画が失敗した理由として、ベトナム共産党自身が自信過剰になっていたこと、天候不良による自然的理由が挙げられている。⁽¹⁹⁾しかし、ベトナム共和国政権支配地域（南ベトナム）での集団農業化の失敗、⁽²⁰⁾農民や労働者の勤労意欲の減退、対外援助の減少という、普遍モデルが抱えていた内在的問題の顕在化も指摘された。⁽²¹⁾農業および工業双方が危機的状況に陥ったことにより、政府は、制度改革への対応を迫られることになる。

2 制度改革の契機——新経済政策とその背後における地方の取組み——

配給物資不足を改善するために、各地で独自の取組みが行われるようになった。一九七八年、米不足に陥ったホー

チミン市では、市の食品会社の総裁が、ホーチミン市委員会書記長の保証を受けた上で「米買い付けグループ」を組織し、メコンデルタに向き、米を自由市場とほぼ同額で買付けた。⁽²²⁾ 北部では、合作社によって集団化された耕作地を社員である農民ないし農家に貸与し、そこでの生産を請け負わせる生産請負制を実施する地域が現れた。⁽²³⁾ 生産請負制は、農民ないし農家が生産請負人として、直接耕作する制度であり、その労働が直接農産品の質および量に影響するため、生産意欲を向上させるといふ特徴を持つ一方で、社会主義によって集団化された農業を解体するという批判もあった。そのため、多くの地方は隠れて行っていた。⁽²⁴⁾ そのような中、一九七九年、北部ハイフォン市は、公式的に生産請負制を実施した。一九八〇年秋の北部全体の平均収量が、一ヘクタール当たり一・八八トンに留まる中、ハイフォン市は二・三トンの収穫量を記録した。⁽²⁵⁾

地方の取組みが一定の成果を上げていくと、中央政府もそれを無視できなくなっていく。政府は、一九七九年八月の第四期第六回中央委員会総会（以下、「四期六中総」という。）において、新経済政策を採択した。その骨子は①物質的刺策の導入、②非社会主義セクターの活用、③自由市場の部分的容認であった。⁽²⁶⁾ 政府は、計画外の市場（いわゆる自由市場）の役割を評価した。そして、従来の指導価格による買上げに加え、自由市場の価格と密接に連動して動く「協議価格」を導入する共産党政治局二六号決議を決定した。⁽²⁷⁾ また、新経済政策を後押しした地方の取組みを奨励した。⁽²⁸⁾

新経済政策は、地方での取組みを受けた政策であるが、政府はこうした活動を単に追認したわけではない。政府は、社会主義概念を柔軟に解釈することを通じて、新経済政策の導入に理論的正当性を持たせようとした。すなわち、非社会主義セクターの活用を認めるために、政府はベトナムが社会主義の過渡期の段階にあることを認め、その段階においては、非社会主義セクターを含む様々な生産主体の存在が認められ、過渡期を乗り越えるためには、その活用も認められると解釈をした。⁽²⁹⁾ これは社会主義的計画化管理制度を修正するものであったが、機械的に社会主義モデルを

適用する教条主義を克服したのであった。

もつとも、新経済政策による恩恵を受けたのは農業の集団化が進んでいない南部が中心であり、北部および中部の農業生産状況は改善されなかった。共産党書記局は、農業生産を活性化するために、一九八一年一月、生産請負制を公認する一〇〇号指示を発令した。意見対立を抱えつつも、政府が生産請負制を正当化した背景には、それが農業生産量の増加という成果を上げていたからである。⁽³⁰⁾

新経済政策およびそれに引き続き生産請負制の公認は普遍的な社会主義モデルの実現という教条主義的な側面から一步引いた現実的な政策であった。このような変化をもたらしたのは、現実社会が直面する危機的状況が大きく影響している。しかし、対処療法的に地方が実施する打開策を現状のまま追認するのではなく、社会主義概念およびそれに基づく国家の実現という基本方針と連接する形で、新たな改革政策を取り込んでいくというベトナムに特徴的な制度改革のプロセスが確認できる。こうした制度改革のプロセスは、一九八六年のドイモイへ引き継がれていく。

一連の制度改革は、特に農業生産の増加という点で現れた。新経済政策導入後の最初の年である一九八一年の農業生産量は、約一五〇〇万トン⁽³¹⁾を記録した。第二次五カ年計画の生産目標値である二一〇〇万トンには及ばないが、一九七六年から一九七九年までの農業生産高が年平均で一三〇〇万トンに停滞していたことを鑑みると、新経済政策は生産高の増加に寄与したと評価できるであろう。特に一九八二年、八三年には、一六八〇万トン後半の生産量を記録した。⁽³²⁾

しかし、新経済政策は、生産↓流通↓分配↓消費の過程のうち、生産と流通部分について改革を施行したが、分配と消費については従来と同じ運営を続けていたため、財政赤字とインフレーションという混乱を引き起こした。すなわち、物品の買付けに協議価格を反映した結果、農民の生産意欲は向上し、生産量は増えたが、その分、買付価格も上昇した。⁽³³⁾しかし、労働者の賃金は低賃金に据え置かれていたため、低価格での配給を実施せざるを得えず、配給価

格と協議価格の差を埋めるために、赤字補填をしたため財政赤字が膨らみ、当座を乗り切るために通貨を発行した結果、インフレーションが進行した。⁽³⁵⁾ 経済の混乱によって、保守派が再び台頭し、制度変化の機運は揺り戻しを受けることになった。

3 揺り戻し

新経済政策がもたらした弊害により、新経済政策に対して懐疑的な保守派の発言力が再び強まった。

それは、一九八二年三月に開催された第五回ベトナム共産党大会（以下、「第五回党大会」という。）の内容にも影響し、決議内容は新経済政策を推進するように読める一方で、否定的にも読み取れる内容だった。⁽³⁶⁾

保守派は、生産物の買取価格が上昇した背景には、国家が私営商人の価格競争に巻き込まれたことに原因があると捉えた。こうした保守派の批判を受けて、一九八二年一月の閣僚会議において、社会主義セクター内の価格が自由市場に左右されないよう、価格の固定化を図る方針が決定された。⁽³⁷⁾ そして、同年一二月に開催された第五期第三回中央委員会総会は、新経済政策の原動力となった地方の取組みを縮小する決議をした。⁽³⁸⁾ こうして、新経済政策に対する引き締めが強まっていった。財政赤字を軽減するために、徴税改革が進められた。一九八三年二月に改正された、商業税法は、一九六六年の旧法では規定されていなかった「営業許可税」を創設し、商業営業者に対しては、営業登録と営業許可証の保持を義務付け、国は商工業に従事する個人・団体に対する統制を可能とすべく税制を改正し、とりわけ、私営商人、ホテル・飲食店などのサービス業には重税を課し、他方で、社会主義セクターには優遇措置を採ることで、非社会主義セクターに対する引き締めが強まった。⁽³⁹⁾ 一九八三年五月には「投機、密輸、偽装品製造。違法営業行為に対する行政処分」に関する法律が公布され、私営商人に対する行政的な統制が強化された。⁽⁴⁰⁾

政府は新経済政策による弊害を、行政的介入によって抑えようとした。しかし、弊害の根本は、ベトナムの経済シ

システムそのものにあった。行政的介入によって経済的混乱を解決することには限界があり、着手されてこなかった分配および消費の過程における改革が急務であった。そのためには、政府全体として教条主義から脱却する必要があった。次項では、分配および消費の過程、具体的には配給制度および賃金・通貨体系の見直しがどのような段階を経て行われたのか確認をする。

4 価格・賃金・通貨改革への着手——政治家チュオン・チンの役割について——

新経済政策の導入により、ベトナムは教条主義から一定程度脱却を図ったが、中央の総意として、その意向が固まっていなかったため、改革による課題が噴出すると、これに懐疑的な保守派が台頭した。政府全体として、改革推進を基礎付ける発想の転換が必要であった。ベトナムに発想の転換をもたらしたのはドイモイの「作者」として紹介される共産党書記長チュオン・チンであった。しかし、当初彼は保守的な政治家だったと紹介されている⁽⁴⁾。本項ではチュオン・チンの保守派から改革派へ転身および彼の意向がどのように政策決定に反映されていたのか検討していく。

チュオン・チンの転身のきっかけとなったのは、ベトナムの危機的現実と改革派知識人の研究グループの存在がある。一九八二年から一九八三年にかけて、チュオン・チンはベトナムが直面している実践的・理論的な研究を行うために、研究会を開催した。研究会はソ連へ留学経験のある研究者らによって構成され、社会主義への過渡期をめぐる問題と社会主義における市場メカニズムをめぐる問題が主要な論点として議論された。前者においては、過渡期において多経済セクターの存在を容認できるか、後者においては社会主義経済に市場原理を持ち込むことができるかという点が議論された。研究会での議論を通じて、チュオン・チンは、ベトナム経済が低位の段階にあり、社会主義の過渡期においては多経済セクターが存在し、また自由市場が存在することも必然的であること、社会主義への過渡期の

最初の段階においては、社会主義的経済法則より以前の問題である価値法則（市場原理と同義（筆者補足））を無視し、価格を決定することはできないという認識に至った。研究会の活動は、普遍的な社会主義モデルを機械的に適応することによって、社会主義改革がベトナムにおいても早期に実現できるという教条主義的認識は誤りであることを政治家に認識させた。⁽⁴²⁾

一九八四年七月、チュオン・チンは第五期第六回中央委員会総会において、ベトナムの経済政策そのものに問題があることを指摘した。すなわち、ベトナムは社会主義の過渡期の最初の段階にあり、ここでは非社会主義セクターの存在を認めざるを得ず、価値法則を無視することができない段階であるにもかかわらず、これを無視し、情勢に一致しない価格・賃金体系を維持しており、問題の解決には価格・賃金・通貨の改革が必要だと主張した。⁽⁴³⁾ この発言は、保守派による行政介入による新経済政策の引き締めを批判するのみならず、生産↓流通↓分配↓消費という一連の流れのうち、これまで政府が着手してこなかった分配および消費過程の改革の必要性を訴えており、新経済政策以上に、過渡期における経済メカニズム全体に踏み込んだ内容となっていた。⁽⁴⁴⁾

もともと、チュオン・チンの提言は採用されず、政治の流れを変えるにまでは至らなかった。だが、党の序列第二位の地位にいた人物が生産関係だけではなく、価格・賃金・通貨の面においても改革をしなければならぬと問題提起を行った点や、過渡期における市場との関係について改革的な発言を行った点は、今後の政治の風向きを変える問題提起という点で意味があった。

変化があったのは一九八四年一月に開催された第五期第七回中央総会（以下、「第五期七中総」という。）だった。第五期七中総は、インフレーションの進行および財政赤字増大の原因について、「協議価格」や企業の販売価格の上昇ではなく、配給制度を中心とする「固定価格」の維持にあると決議した。⁽⁴⁵⁾ また、一九八五年、共産党の機関紙「ニヤンザン（Nhan Dan）」は、配給制を廃止したロンアン省の取組みを紹介した。⁽⁴⁶⁾ 第五期七中総の決議やロンアン省での

先進的な活動の情報解禁は、より抜本的な生産流通面での改革の必要性が、政府内部で高まっていったことの表れと考えることができる。

一九八五年六月に開催された第五期第八回中央委員会総会では、価格・賃金・通貨の改革について議論がなされた。そこでは、指導価格と協議価格という二重価格構成の中で、安い配給制度を維持するために国が協議価格と配給の差額を補填する制度運営そのものに問題があると批判された。⁽⁴⁷⁾ こうした批判を受けて、政府は配給制度の廃止に踏み切った。価格・賃金・通貨体系の見直しを主張するチュオン・チンの主張が受け入れられた。配給制度の廃止に伴い、労働者・公務員に対する賃金の再調整が行われた。政府は賃金の支払額の増加により、貨幣供給が追いつかなくなるおそれがあるため、デノミを行った。

しかし、配給制度の廃止およびそれに伴う経済・社会政策の変更は、ハイパーインフレーションとドンに対する不信心を引き起こし、⁽⁴⁸⁾ 米の価格も高騰した。⁽⁴⁹⁾ その原因は、①賃金の増加に伴い、国家の財政支出が増え、通貨の発行量が増えたこと、②製品価格に名目賃金の増加分が反映されたが、企業は製品価格を市場に応じて変動させなかったため、物価が高止まりしたこと、③デノミによってドル・ドンの通貨レートが切り下げられた結果、輸入製品の価格が高騰したことにある。

こうした混乱により、保守派の主張が再び強まった。その一方で、改革派は旧来の管理体制が混乱の主要因であると指摘した。⁽⁵⁰⁾ 改革派は、配給制度を部分的に復活させるなど、改革のペースを緩めざるを得なかったが、それでも一九八六年四月の党政治局決議第三〇六号は、经济管理機構の改革を推進した。⁽⁵¹⁾ 改革派および保守派の議論は続いたが、同年七月に改革派の立場を強固にする出来事が起きた。レ・ズアン書記長が死去したのである。それに伴い、改革を推進するチュオン・チンが書記長に就任した。⁽⁵²⁾ かくして、一九八六年一二月に開催された第六回共産党大会（以下、第六回党大会という。）において、「ドイモイ（刷新）」が展開されていくのであった。

(二) ドイモイの展開とベトナムにおける制度変化の特徴

第六回党大会を契機として、展開されていたドイモイであったが、大会自体の特徴は公の場での共産党の自己批判であった。⁽⁵³⁾

チュオン・チンは第六回党大会の政治報告において、「社会主義への過渡期が、多くの段階を経なければならぬ、かなり長期の歴史的過程であることを十分認識していなかったために、また必要な歩みを飛び越えようとする主観的、性急な指導思想があった⁽⁵⁴⁾」と述べ、これまでの教条主義的な指導体制について自己批判をした。その上で「党はつねに、現実から出発して客観的法則を尊重し、これにそって行動しなければならぬ⁽⁵⁵⁾」と宣言し、党の意識決定レベルでの改革を主張した。これは教条主義的思想との決別であり、現実的路線へ舵を切ったとみることができ⁽⁵⁶⁾。

そして、以下の三点が政策方針として決定された。

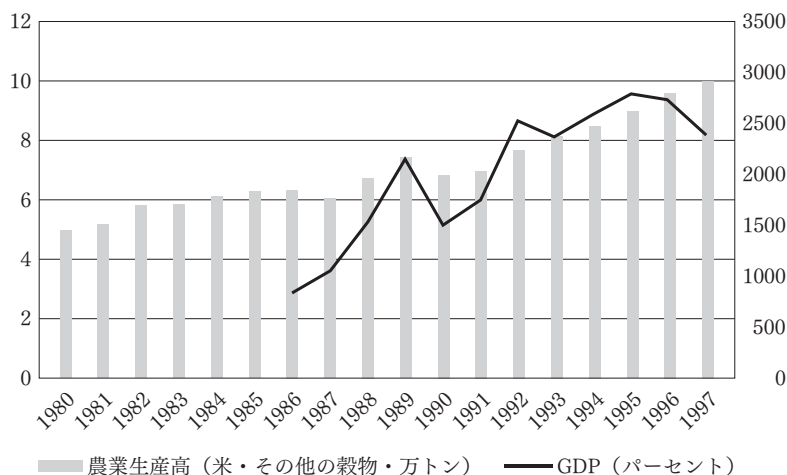
第一に、社会主義への過渡期の段階が長期にわたることを前提に、社会主義的重工業の発展ではなく、過渡期の最初の段階にあたっては、①食糧・食品、②消費物資、③輸出品の生産および安定供給を三大目標プログラムとして掲げ、実施することとした。⁽⁵⁷⁾

第二に、非社会主義セクターをも利用し、社会主義生産関係を建設するとした。⁽⁵⁸⁾

そして、第三に、官僚的集中、国家助成型の社会主義的管理システムではなく、民主集中制のもと、経済単位ごとの自主権を拡大した。⁽⁵⁹⁾

一九八九年三月に開催された第六期第六回党中央委員会総会は、ドイモイ後の二年間の経済政策について確認した上で、多経路セクター構造に関する党決議を更に拡大・補充する決議を採択した。具体的には、全人民所有制を前提としつつも、企業にも所有形態を認め、個人商人への経営権も認めた。⁽⁶⁰⁾

図表1 ベトナムにおける1980年から1997年までの農業生産高および経済成長率（GDP）の推移



出典：1980年から1989年までの農業生産高については、Nien giam thong ke (1994) p. 94を基に筆者作成。1990年から1997年までの農業生産高についてはNien giam thong ke (2007) p. 223を基に筆者作成。GDPについては、World BankのWorld Data Bank (<https://data.worldbank.org>)を基に筆者作成。

図表1は、一九八〇年から一九九七年までの農産品生産量と経済成長率（GDP）の推移を表したものである。三大目標プログラムの実施により、ドイモイ後の食糧生産量は増加した。一九八〇年の農産品生産量（米・その他の穀物）が、約一四〇〇万トンだったのに対し、一九八六年から一九八九年は、一九八七年に一時的な落ち込みがみられるものの、約一六〇〇万トンから上昇しており、一九九一年には約二〇二〇万トンの生産高を記録し、これは一九九一年の目標値である二二〇〇万トンを九八・六パーセント達成したものである⁽⁶¹⁾。そして、一九九五年には、二六〇〇万トンにまで上昇した⁽⁶²⁾。

三大目標プログラムの効果はGDP成長率にも現れている。一番古い統計値である一九八六年は年二・七九パーセントを記録しているものの、ドイモイから五年経過した一九九一年以降は八パーセント台の成長率を記録している⁽⁶³⁾。とりわけ、一九九五年は九・五パーセントという顕著な成長を遂げた。GDP成長率の大幅な上昇を支えたのは、ドイモイが

重点プログラムとした農業およびサービス業の成長が大きい。⁽⁶⁴⁾ ベトナム統計局が発表した一九九一年の産業別国内総生産量割合によると、国内産業（農業、工業およびサービス業）の総生産量を一〇〇とした場合、うち農業は四〇・五パーセント、工業は二三・八パーセント、サービス業は三五・七パーセントを占めている。⁽⁶⁵⁾ 一九九五年の統計値によれば、農業が占める割合が二八・四パーセントと低下し、工業が二九・九パーセントに増加、そしてサービス業の割合は四一・七パーセントに上昇した。⁽⁶⁶⁾ 農業およびサービス業は国内総生産量の七割以上を占めており、日常的な取引を前提とする経済活動がベトナムの経済成長において重要な割合を占めていた。

社会主義政治体制を維持しつつも、市場経済の仕組みを部分的に導入するという体制移行が実施されたことで、前述のような一定の成果を上げた。もともと、ベトナムは社会主義国家建設という理想を捨てた訳ではない。非社会主義セクターの存在および市場の活用を宣言しているものの、それはあくまでも社会主義の過渡期の段階を乗り越え、社会主義国家建設を次のステップに進むための手段として認めただけにすぎない。⁽⁶⁷⁾

以上で検討したとおり、ドイモイの展開は、社会主義計画経済の行き詰まりという極めて現実的な理由に起因していた。しかし、改革に至るまでの制度変化の過程は紆余曲折を経ていた。各地方では、物資不足や財政赤字、インフレーションという直面的な現実的課題の打開策として、様々な取組みを実施し、これらの活動は一定の成果を収めた。ただ、政府はこうした取組みを無条件に国家の政策として採用しなかった。政府は、社会主義の概念をベトナムの発展段階に即して、柔軟に解釈し、その枠内で取り入れるという改革的な側面を持ちつつも、新経済政策の導入は慎重に実施された。このベトナムの発展段階を考慮しつつ、社会主義の概念を柔軟に解釈するという姿勢は、チュオン・チンに代表される政治家らの社会主義の過渡期を巡る議論を契機により深化していき、保守派と改革派の綱引きがあったものの、徐々に中央の総意として、経済システム全体を見直す方向に固まり、市場経済システムの一部導入が決定された。もともと、ドイモイへの改革以降も、ベトナムの体制移行の範囲は、社会主義国家実現という目的

枠内にあり、社会主義政治体制における市場経済の部分的承認に留まっている。ベトナムにおける制度改革は、政治主導で実施され、漸進性を持ち、かつ従来の社会主義国家実現と連続性を持った制度変化であると特徴付けられるが、このような特徴を持った制度改革は、法改革に対してどのような影響を与えたのだろうか。

三 ドイモイと一九九五年民法典の制定

(一) ベトナムの制度改革の過程における法改革の意義

チュオン・チンは第六回党大会において、ドイモイを具体化するための手段として法制度の重要性について以下のように述べた。

国土を管理するのは法律によってであって、道理のみによってではない。法律は、党の路線、方針を体制化し、人民の意思を体现したものであって、全国で統一して実行されなければならない。法律に従うということは、党の路線、方針を実行することである。法律による管理は、法律をつくりあげることに関心を払うよう求めている。⁽⁶⁸⁾

この主張は、法律に基づく国家管理を志向する社会主義的法制 (Phap che Xa hoi Chu nghia)、すなわち、——法は統治者（人民）の意思を反映した構造であり、党は統治者の代表として法律の内容を決定し、法を社会関係の調整のための道具 (Cong cu Quan ly) として用いる⁽⁶⁹⁾——の体现であった。⁽⁷⁰⁾ 社会主義的法制の理念は、一九九一年の第七回共产党大会で採択された「ベトナム共産党綱領」にも表れている。⁽⁷¹⁾ そして、法制度は、非社会主義セクターの経済活動が

本格的に認められていく中で、それを管理するための手段として、刷新の流れを受けていった。

ドイモイの基本的な枠組みが法制度に出現したのは、一九九二年の憲法改正においてであった（以下、「一九九二年憲法」という）。一九九二年憲法は、その前文において、マルクス・レーニン主義およびホーチミン思想に基づく社会主義国家の実現と現在のベトナムが社会主義の過渡期にあること、そして社会主義実現のためにドイモイを推進していくことを掲げた⁽⁷²⁾。ドイモイ路線は国家基本方針となり⁽⁷³⁾、そして、非社会主義セクターの権利・義務は一五条以下の各条文に規定された。一五条は「国家は、社会主義の方針のもと、市場経済を発展させる政策を一貫して実現させる。様々な生産・経営組織の各形態をもつ多様な構成要素の経済構造は、全人民所有、集団所有、個人所有の制度に基づくものであるが、そこにおいて、全人民所有と集団所有がその土台となる」と規定し、市場経済性と多経済セクター構造を認めた。五七条は経営自由権（私営の自由）を認めると共に、二一条は「個人経済、私営的資本主義経済は活動分野、経営形態、活動規模の制限なしに経営できる」旨を明記した。さらに、二三条一項は私営企業体の財産の保障を認め、二項において国有化する場合の収用手続が明記された。法に基づく経済管理の概念は二六条に明記された。

一九九二年憲法は、ベトナムが志向する社会主義国家の実現の過程を示すと共に、過渡期における市場の役割を、公式的な見解として明らかにした。この理念をさらに本格的に具体化する手段として民法制定の必要性が強く認識された。もつとも、後に見るように、民法典においても社会主義的法制の概念をなお強調することになる⁽⁷⁴⁾。なぜなら、ベトナムにおいては特に、法は政策の実現とその管理のための手段と解されるため、経済関係を規律する法および規則は、国家による規制が強く働き、当事者の裁量の範囲は狭いものになるからである。それでは、こうした状況の中で初めて制定された民法典はいかなる内容となっていたのか。次節では、その内容を確認する。

(二) 一九九五年ベトナム民法典の制定過程およびその内容と特徴

1 ベトナム民法典の制定過程

民法典の起草は、まさに新経済政策が導入された一九八〇年に着手された。一九八〇年一月三日、政府閣僚会議は民法典草案の起草委員会設立に関する決定第三五〇―C Pを採択し、本決定に基づきベトナム司法部および関係機関を構成員とする民法典起草委員会が設立された。⁽⁷⁶⁾ この間にも民事関係を規律する法令——婚姻家庭法（一九八六）、国籍法（一九八八）、工業財産に関する命令（一九八九）、相続に関する命令（一九九〇）、民事契約に関する命令（一九九二）、居住用家屋に関する命令（一九九二）、外国人の出入国および旅行に関する命令（一九九二）——が制定された。⁽⁷⁶⁾ しかし、これらの法令は、財産権や契約上の義務、民事契約関係、国際私法などの民事取引に関係する事項を網羅的に規定していなかった。そこで、現行法令の課題を改善するために、民法典は、①一九九二年憲法が規定する人民の権利利益の保護、②全ての社会経済階層が生産力を解放できる制度の構築、③社会主義の伝統に従った民事関係への個人および組織の参加基準の構築、④民事紛争の調整、⑤これまで公布した民事関連法令の統一化をその制定の目的に掲げた。⁽⁷⁷⁾ 第一草案は一九九一年に完成し、その後改正を経て、五三の省、直轄市および多種多様な政治的・社会的組織を対象に七か月にも及ぶ国民向けの意見聴取を実施した。⁽⁷⁸⁾ こうした意見聴取の結果を踏まえた第一二草案が国会に提出され、一九九五年一月二八日に可決、民法典が完成し、一九九六年七月一日に施行されることとなった。

そして、民法典を実施するために、一九九五年二月一九日首相令八三三―T T gが発令された。法務省は文化情報省、環境技術科学省などの関係各省庁とともに、民法典施行までに、国民や企業、各省庁の役人らへの民法典の周知活動の実施を確認した。⁽⁷⁹⁾ なお、民法典と抵触する関係法令は、一九九六年一月の民法典の施行後、効力を失った。⁽⁸⁰⁾

2 一九九五年民法典の特徴

一九九五年民法典は前文、全七編（①総則、②財産と所有権、③債務と民事契約、④相続、⑤土地使用権の規定に関する規定、⑥知的財産権及び技術移転、⑦海外的要素をもつ民事関係）、三三章、八三八か条から構成され、その構成は日本民法と類似したパンデクテン方式である。しかし、知的財産法（第六編）や国際私法（第七編）も含んでおり、まさに市場取引に関わる法を網羅した条文構成となっている。取引および財産に関する一般法であるため、婚姻および家族法は民法典に取り込まれていない。その他の特徴として以下の点が挙げられる。⁽⁸²⁾

(1) 政策の法規範化

民法典は前文において、それが一九九二年憲法の具体化であることを明示的に述べている。すなわち

ベトナム民事法律は民事取引を促進し、国の経済・社会発展により環境を作り出す法的道具である。民法典は、従来のベトナム民事法律を継続し、発展させ、一九九二年憲法を具体化する、国家の法律システムにおける重要な位置を占めており、あらゆる生産能力を引き続き解放し、民主的な能力を発揮させ、社会公平、民事に関する人権を保障することを目指した法的基盤を作り出す（中略）社会主義の傾向に従って国家管理のある市場機構に基づく多形態商品経済を構成し、国民が豊かで、国が強く、社会が公平で、文明的だという目標を達成させることに貢献する。

とその目的を宣言した。ここにいる「民事取引」とは、民事債権・債務を発生させ、変更し、終了することを目指す個人、法人および他の主体の一方的な法律行為または契約と定義される（二三〇条）。市場取引を指していると解され、非社会主義セクターを活用するというドイモイの具体化であることが分かる。⁽⁸³⁾

市場取引を促進するために、民法典は「自由で、自主的に約束し、合意する原則（Nguyen tac tu do, tu nguyen cam

ket, thoa thuan)」を認めた（七条）。本条は、契約自由の原則に関する規定であるが、「民事債権・債務の確立において法律の規定に符合する自由的約束・合意権利は、法律に保障される」と規定しており、法律の規定に反しない限度において許容される留保付きの権利である。

さらに所有権および民事債権が法的に保護されることを保障した（六条、一二条）。そして、民事取引における各当事者は平等に扱われることを宣言した（八条）。これらの条文の立法背景には、社会主義計画経済下において、私的経営が取り締まりの対象になるだけではなく、「小商人」と呼ばれるなど、社会的にも蔑視されていたという事情が背景にある。⁽⁸⁴⁾ 市場取引が保護の対象となることを、法律により明らかにすることを通じて、平等かつ適正な市場取引を促進しようとした。

(2) 社会主義的色彩

民法典は市場取引を促進するために制定されたが、社会主義的要素も強く残っている。例えば、先に引用した前文は民法典の役割について「国の経済・社会発展」のための「法的道具である」ことを強調し、民法典に基づき、市場取引を規律していくと規定する。これは、(-)で言及した、社会主義的法制の理解を反映したものであるといえるだろう。⁽⁸⁵⁾

所有形態については、憲法一五条が原則とする全人民所有および集団所有の内容を具体化すると共に、ベトナム社会に存在する所有形態を網羅的に反映している（二〇五条～二四〇条）。また、土地の個人所有は否定され、（全人民所有・二〇五条、六九〇条一項）個人および法人は土地使用権が認められているにすぎない（六九〇条二項⁽⁸⁶⁾）。

(3) 行為規範的要素

行為規範的要素は、道徳、伝統の尊重原則（四条）や夫婦平等権（三六条）に表れているが、それだけに留まらず、行為規範に違反したことを理由にサンクションを加える規定も存在している。例えば、民事取引の契約解釈について

規定した一三五条二項は、経済格差のある当事者間において、経済力の強い当事者が、経済力の弱い当事者に不利な内容を契約内容に入れた場合、契約の解釈にあたっては、経済力の弱い当事者に有利に解釈しなければならない旨を規定している。また、法律に違反する、あるいは社会道徳に反する内容をもつ民事取引は、無効となり、取引から果実を得ていた場合、没収の対象となる（一三七条一項⁽⁸⁷⁾）。

こうした行為規範的要素は、取引の安全に関する規定の立法に影響を与えている。例えば、一九九五年民法典に表見代理の規定は存在しない。なぜなら本人に無断で契約を締結するという、無権代理行為自体が行為規範としてそもそもあつてはならないため、そのような契約の相手方は、たとえ善意の第三者であっても保護する必要はないと説明されている⁽⁸⁸⁾。即時取得の規定も存在しない。「他人の物を売つてはならないのだから、真の権利者が保護されるべきである」と考えられているからである⁽⁸⁹⁾。むしろ、行為規範的に問題のある行為について、第三者保護規定を設けると、法を国家管理の道具として捉えるベトナムにおいては、かえって違法行為を促進することになってしまうと懸念されていた⁽⁹⁰⁾。もっとも、動的安全が保障されていないだけであつて、第三者が全く保護されないというわけではないという点に留意しておく必要がある。例えば、無権代理行為において、本人による追認が認められない場合、無権代理人が権限を超えて実行した民事取引の分に関して、無権代理人は、相手方に対し、債務を履行しなければならずと規定している（一五五条一項）。取引の相手方が善意であつた場合、相手方は無権代理人に対して損害の賠償を請求することができる（一五五条二項⁽⁹¹⁾）。

3 一九九五年民法典における所有権と契約

ここでは、市場経済の促進という側面から、その基盤となる「所有権（特に土地所有権）」および「契約（特に売買契約）」に絞って、一九九五年民法典の内容を具体的に確認する。

民法典は、所有権には①占有権、②使用权、③処分権があり、これら三つの権利を全て持つ者が所有者として定義される（一七三条）。②で述べた通り、ベトナムでは、土地の個人所有は認められていないため（二〇五条）、個人および集団は土地使用权を有するにすぎない。しかし、土地使用权は譲渡可能であり（二〇〇条）、土地の使用权の移転については、第五編「土地使用权の移転に関する規定」が規定する⁹²⁾。交換価値の自由処分は、取引社会が前提とする契約自由の原則にとつて重要なものであるが、法律が定める場合、処分権は制限される（二〇四条⁹³⁾）。

土地使用权は国家から引渡しを受けるまたは借りるか、土地使用权を有する人から移転を受けることで取得できる（六九〇条二項、三項）。土地使用权者には果実収受権が認められている（一九八条）。果実収受権の明文化は生産高の向上、ひいては市場流通物資、輸出品増加の基盤になり得る。国家から農地の土地使用权を譲り受けた農民やその世帯は、自己の労働の対価に見合った収益が法的にも保障されることが明確となり、耕作のインセンティブの向上に結びつくと考えられるからである。

売買契約は、第二章「一般的民事契約」において規定されている（四二二条～四六〇条）。四二二条は売買契約について「財産売買契約では、各当事者との合意に従つて、売り主が、買い主に財産を引き渡し、その財産に所有権を移転し、代金を受けとる義務を有する。買い主は、財産を引き受け、売り主に代金を支払う義務を有する」と定義し、当事者の売買契約の合意が契約の成立要件となっている。売買の対象物は「物と財産権」であり、現実に存在し、取引することが可能なものである必要がある（四二二条一項⁹⁴⁾）。

四〇二条は、契約の成立要件として必須となる主要内容について定めており、それは法律で定められている。主要内容がなければ、契約を締結することができず、当事者は法律において定められていない事項、具体的には——目的物の品質、価格、支払方法、履行期間、財産の引渡場所、引渡方法——に限り当事者の合意で定めることができ、その限りにおいて契約の自由が保障されている（四二四条～四二八条）。売買契約は双務契約であるが、ベトナムでは履

行期限が定められている場合、相手が債務を履行していなかったとしても、自己の債務を履行しなければならないとされ、同時履行の抗弁権が認められていない(四二一条一項)⁽⁹⁵⁾。その理由として、当時のベトナムにおいては、当事者の契約履行能力、特に支払能力が不十分であったことが挙げられている⁽⁹⁶⁾。取引が停滞しないよう、履行期間経過後はまずは自己の債務から履行するべきであると定めたのである。他方、四二二条は不安の抗弁権を認めており、当事者間の利益調整を図っている。

売主の担保責任として、数量不足(四二八条)、危険負担(四三三条)、瑕疵担保責任(四三七条、四四一条)が規定されている。買主は、目的物に瑕疵があった場合、売主に対して、瑕疵担保の規定に基づき、修補請求権、代金減額請求権、代替物との交換請求権、損害賠償請求権を行使することができる(四三七条一項)、併せて保証義務に基づく保証措置を請求できる(四三八条)。保証義務は、市場取引への信頼確保という観点からみた場合、特徴的な規定である。

保証義務とは、保証期間と呼ばれる一定の期間、売主が売買物に対し保証をする義務のことであり、保証義務の対象となる物は①当事者が合意したもの、または②法律に規定されたものである。保証義務も瑕疵担保責任と同様に、保証期間内に瑕疵が発見された場合、買主は売主に対して、保証措置として、修補請求権、代金の減額請求権、代替品との交換請求権、代金の償還請求権を行使することができる(四三九条)。また、技術的瑕疵によって損害が生じた場合、それが買主の過失によらない限り、損害の賠償も請求できる(四四一条一項、二項)。保証義務と瑕疵担保責任は一見、違いがないようにみられる。しかし、瑕疵担保責任が売主の免責規定⁽⁹⁷⁾を設けているのに対して、保証義務にはそのような規定がない。売主は法律上目的物が保証義務の対象となった場合、保証義務を必ず負担する。売主にとっては重い責任であるが、当時のベトナムにおいては粗悪品が市場に流れており、市場の信用性を高めるために必要な規定であった⁽⁹⁸⁾。

以上の通り、民法典は、個人に土地所有権は認めていないものの、土地使用権を認めた。これにより、土地使用権に基づく土地の自由な使用・収益・処分が可能となり、それは効率的な土地の利用や農業生産量の増加を含むGDPの増加に寄与している。さらに、市場取引を促進する法として、進歩した側面もみられる。それは、同時履行の抗弁権を否定した立法や消費者保護的要素を持つ保証義務の条文に表れているといえるだろう。

四 一九九五年民法典の意義とその限界

——体制移行プロセスにおける契約自由の原則の分析を中心に——

ドイモイは、一九九二年の憲法改正において、公式に認知されたことにより、国家の基本方針としての地位を確立した。一九九五年民法典は、それを現実化するために制定された。そして、民事取引が国家によって保護されることを宣言するとともに、憲法上保障された財産権や私的取引の保護について、より具体的な規定を設けた。民法典の制定自体が、安心して市場取引に関与する機会を与え、取引を活発化させる効果を持っていたといえるだろう。⁽⁹⁹⁾なぜなら、そもそも取引に入る当事者にとって、自分の財産権が保護される何らかの手段があるか否か、それがどの程度の保護であるかが、極めて重要な判断要素になるからである。

一九八六年以降、GDP成長率は上昇傾向にあり、そして、その経済成長は農業生産やサービス業など市場取引を前提とする産業部門が支えていた。(二)参照)。实体经济および党の政策を法的に保障し、財産権の保障や民法典の制定は、市場経済導入のための基盤作りという点で体制移行のプロセスにおいて重要な役割を担ったと評価できる。

もっとも、他方において、一九九五年ベトナム民法典の規定の中には、ベトナムにおける市場取引の現状を追認するに留まっているものもある。例えば、契約自由の原則を保障する一方で(七条)、法律による留保が付されており、

国家による民事取引の管理も色濃く出ている。その後、契約自由の原則は、二〇〇五年の民法典改正によって全面的に保障にされた⁽¹⁰⁾と解されている(四九条、三八九条)が、一九九五年民法典の規定内容は、体制移行国家の過渡期における契約自由の原則の捉え方を如実に象徴している。

また四〇二条一項は、法律によって定められた主要内容がなければ、当事者は契約を締結することができず、各当事者は法律で定められていない事項に限って、合意により契約内容を決定できると規定した⁽¹¹⁾。国家は、あらかじめ有効となる契約内容を他の法規範によって定め、それに合致する範囲内で、各当事者は契約締結できるといふ枠組みを採用した。これらの規定を総合すると、一九九五年民法典の契約自由の原則、とりわけ契約内容についての自由は、相当制限されていたと解される。

さらに、民事取引が効力を有するための条件として、社会道徳に反しないことを挙げており(一三一条二項)、契約内容の自由は、社会道徳に基づく制約を受ける。そして、前文が掲げる社会主義的傾向による国家管理という目的は、社会道徳の中に含まれており、社会主義の傾向に反するような契約には契約の自由はない。もっとも、この点に関する解釈は国家に委ねられており、個々の事案判断によるほかない。

民事取引の有効性の判断は、当該契約内容が国家の許容する契約の範囲内か否かで決せられる。法律や下位法規範があれば、それに従うことになるが、法令が存在しない場合や規制の範囲内か明らかでない場合は、契約の解釈に委ねられる。その解釈は、裁判所および他の国家機関が担う(二二条二項)が、一九九五年民法典制定当時においては、裁判所や裁判官の能力や質の問題が指摘されており、裁量権の広さも相まって、事案ごとに異なる判断がなされる蓋然性が高かった。事案解決の予測不可能性や不安定性は、当事者の取引関係の萎縮につながりかねず、契約締結の自由、ひいては市場取引全般に影響を与える可能性があり、市場取引の促進という観点からすると、不十分な点が残った。また、無権利者・無権限者による取引が、行為規範に反することを理由に善意の第三者の保護の規定を設けてい

ないという課題もある(前述③)。

しかしなお、一九九五年民法典は、ドイモイが志向する市場のための強固な制度基盤を構築した。市場取引が公認されて間もないベトナムにおいては、制度基盤を構築したことが持つ意義は大きく、かつ、これまで商取引にまつについていたマイナス・イメージを払拭し、土地使用権の譲渡を含む財産権の取引ルールを充実させた。しかし、その一方で、法律により取引を管理しようとする側面も併せ持ち、政治的に承認された市場取引という域を出ていない部分もある。とりわけ、善意の第三者保護の規定を設け、取引の安全を確保し、さらに市場取引への信頼を高めるという制度変化にまでは至らなかった。⁽¹⁰⁾それは、一九九五年民法典が政治の道具としての要素をなお強く残しており、法規範としての独自の役割を果たすには、多くの制約を抱えていたからである。⁽¹⁰⁾

それでもなお、一九九五年民法典の制定は、その後のベトナムの政治・経済の安定的な発展の制度基盤を構築した極めて大きな意義を有している。

五 結語——今後の課題——

ベトナムにおける一九九五年民法典の制定は、悪化する国内経済状況と食料危機を契機として、政府が市場取引を許容するドイモイへの改革を決定したことにより、それを具体化するために制定されたことを確認した。一九九五年民法典は、市場取引を現実に創出する効果を持ったものの、契約自由の原則は法律による規制を受け、取引の安全を確保するための第三者保護規定を欠くなど、まだ多くの制約を持つものであった。本稿は、ベトナム社会における制度変化のプロセスの一端を担うものとしてのあるがままの一九九五年民法典の姿を描き出すことに努めた。

それは、ベトナムの制度改革の特徴としての漸進性を明らかにすることとなった。すなわち、一九九五年民法典の

制定は、ドイモイを現実に具体化し、市場システムの形成に向けた制度変化を開始した。しかし、それは市場システムの完成を意味するものではなく、その形成プロセス初期の段階に位置するものと評価できるであろう。首尾一貫した市場システムの構築に向けた漸進的な制度変化のプロセスにおける法改革が持つ固有の意味を明らかにするために、その後の民法典の展開について確認し、検討を加える必要がある。

一九九五年民法典の施行から五年経った二〇〇〇年には、改正の準備に入り、二〇〇五年に民法典は改正された。二〇〇五年民法典は、一九九五年民法典では十分に認められていなかった契約自由の原則が認められた(四⁽⁶⁾条)。契約における当事者間の主体性が強まり、国家による制限の範囲が緩和された。しかし、二〇〇五年民法典改正時も、ベトナムは社会主義国家建設という理想を捨ててはおらず、契約を自律的なものとし、市場取引を深化させる方向に傾くことは、理想と乖離を生じないかが問われた。市場取引が一層進展する中で、社会主義的な理念を維持することは、市場システムと社会主義的規制法理との緊張を一層高めることも予想される。そこには、矛盾は生じないのだろうか。この問いに対して、二〇〇五年民法典改正がどのような解答を引き出したのかについては別稿で考察する。

〔付記〕 本論文は平成三〇年度慶應義塾大学大学院博士課程学生研究支援プログラムの助成を受けたものである。

- (1) Doglass North “Institutions, Institutional Change and Economic Performance” Cambridge University Press, 1990 といわけ pp. 3-6 参照 (竹下公視訳『制度 制度変化 経済成果』晃洋書房(二〇一七) 四一七頁)。
- (2) 松尾弘『開発法学の基礎理論』勁草書房(二〇一二) 一三三頁。
- (3) 前掲注(2)・松尾二八九―二九〇頁。
- (4) 三尾忠志「ベトナムの経済改革——モデルなき実験と試行錯誤——」三尾忠志編『インドシナをめぐる国際関係——対決と対話』財団法人日本国際問題研究所(二九八九) 三八頁。

- (5) 古田元夫『ドイモイの誕生 ベトナムにおける改革路線の形成過程』青木書店(二〇〇九) 八―九頁、白石昌也『ベトナム革命と建設のはざま』東京大学出版会(一九九三) 七八頁。
- (6) 中臣久『ベトナム経済の基本構造』日本評論社(二〇〇一) 五三―五六頁参照。特に配給制度について五五―五六頁。ベトナムの農業生産関係について村野勉「ベトナムの社会主義農業制度」木村哲三郎編『インドシナ三国の国家建設の構図』アジア経済研究所(一九八四) 五七―八八頁。特に生産および分配について七二―七六頁参照。
- (7) 普遍モデルが抱えている生産関係の内在的問題について、前掲注(5)・古田二三―二五頁を参照。
- (8) ベトナム戦争下における北ベトナムの配給制度について、前掲注(5)・古田二五―二七頁、前掲注(6)・中臣五五頁参照。
- (9) 前掲注(5)・古田二七―二八頁。
- (10) 前掲注(5)・古田二三―二六頁、前掲注(4)・三尾三七―三九頁。竹内郁雄「ベトナムにおける第1次経済改革の考察(1)――市場メカニズムとの関連を中心に――」『アジア経済』三二巻六号シエトロ・アジア経済研究所(一九九二) 四頁。
- (11) 前掲注(5)・古田二三―二九頁を参照。また前掲注(4)・三尾は「戦時共産主義政策」と呼ぶ。
- (12) 調査資料『ベトナムの第2次5カ年計画(1976―80年と1977年の国家計画の内容)』日本貿易振興会(一九七七) 三二―三四頁、前掲注(5)・白石二二―二八頁。
- (13) 商業に対する取り締まりについては特に前掲注(5)・白石二三―二六頁参照。
- (14) 前掲注(12)・調査資料二―三頁。
- (15) 木村哲三郎「ベトナムの経済建設」木村哲三郎編『インドシナ三国の国家建設の構図』アジア経済研究所(一九八四) 一三〇頁掲載第21表参照。なお、南北統一後のベトナム経済の情勢分析については、同二四―一四二頁参照。とりわけ、第二次五カ年計画の分析および評価については、同二八―一三八頁を参照。
- (16) 前掲注(15)・木村二三〇頁掲載第21表を参照。
- (17) 前掲注(5)・古田三〇頁。前掲注(6)・中臣六〇―六一頁。
- (18) 前掲注(6)・中臣六一―六三頁。特に六二頁表2―4 輸出入の推移(一九五五―九四年)を参照。
- (19) 前掲注(15)・木村二三三頁、前掲注(5)・白石一三〇―一三一頁。
- (20) 南ベトナム政権支配地域の農業集団化の進捗状況について前掲注(5)・白石一二六―一二九頁参照。とりわけ一二九頁。

- (21) 詳しくは前掲注(5)・白石二二一―二三五頁を参照。
- (22) 前掲注(5)・古田二九―三三三頁参照。こうした取組みはホーチミン市だけでなく、一九七七年に南部のロンアン省においても農産品(砂糖および落花生)を自由価格で買い取るという実験が行われた。詳しくは前掲注(5)・古田三四頁を参照。
- (23) 前掲注(5)・古田四三―四四頁。
- (24) 前掲注(5)・古田三九―四四頁。
- (25) 生産請負制を採用した合作社は平均で一五―二〇パーセント収量増加した。もっとも、依然として否定的な評価が強かった。前掲注(5)・古田四五―五二頁参照。
- (26) 前掲注(5)・白石一四六―一五〇頁。とりわけ、農業部門については、一四六―一五〇頁参照。
- (27) 二六号決議の具体的内容については前掲注(10)・竹内九―一二頁を参照。その他の政策については、木村哲三郎「ベトナムの経済改革」『ソ連型社会主義国の経済改革』アジア経済研究所(一九八八)五〇―五一頁を参照。
- (28) 前掲注(5)・古田三九―四二頁。
- (29) 前掲注(5)・古田三七―四〇頁。
- (30) 前掲注(5)・古田五〇―五一頁。
- (31) Tong cuc Thong Ke, *Nien gian thong ke, Nha xuat ban Thong Ke*, 1994, p. 94.
- (32) 図表1も参照のこと。
- (33) 前掲注(5)・白石一五一―一五三頁。
- (34) 前掲注(6)・中臣六四―六七頁。
- (35) 木村哲三郎『ベトナムの国際関係と経済発展』アジア経済研究所(一九八七)一七九頁、前掲注(27)・木村五七頁、前掲注(5)・古田七二―七六頁、竹内郁雄「ベトナムにおける第1次経済改革の考察(Ⅱ)――市場メカニズムとの関連を中心に――」『アジア経済』三二巻七号(一九九二)二八頁。新経済政策の成果と問題点については前掲注(5)・白石一五一―一五六頁。
- (36) 前掲注(5)・古田七一―七六頁。前掲注(5)・白石一五六―一六〇頁。
- (37) 前掲注(35)・竹内二九―三〇頁。

- (38) 前掲注(35)・竹内三〇頁。具体的には「財政、貨幣、商品、輸出入、価格、賃金」などについては中央が統一かつ中央集権的に管理することが必要であるとされた。
- (39) 前掲注(35)・竹内三二―三三頁。
- (40) 前掲注(35)・木村一七九頁。
- (41) 前掲注(5)・古田八〇―八二頁参照。
- (42) 研究会での具体的な議論の本身については前掲注(5)・古田八八―九〇頁に詳しい。
- (43) 前掲注(5)・古田九五―九六頁。
- (44) チュオン・チンが述べた具体的な経済政策案については、前掲注(5)・古田九七―一〇四頁参照。
- (45) 前掲注(35)・竹内三八頁。
- (46) 前掲注(35)・竹内三九頁、前掲注(5)・白石一六二頁。
- (47) 前掲注(27)・木村六〇頁。
- (48) 前掲注(5)・白石一六四―一六六頁。
- (49) 世界通報「党大会で示されたベトナムの進路」一/二〇号時事通信社(一九八七)二九頁。
- (50) 第五期中総以降以降の保守派および改革派の議論については、前掲注(5)・古田一五一―一八六頁参照。
- (51) 前掲注(5)・白石一六六頁。
- (52) 前掲注(5)・古田一八七―二二六頁。
- (53) 第六回党大会の政治報告については、「中央委員会の政治報告①」、「世界政治」七四〇号日本共産党中央委員会(一九八七)四六―五六頁を参照。
- (54) 前掲注(53)・「中央委員会の政治報告①」四八頁より引用。
- (55) 前掲注(53)・「中央委員会の政治報告①」五二頁より引用。
- (56) 前掲注(6)・中臣は自己批判の主眼はベトナムにおける社会主義計画経済体制の構築そのものに向けられていたと評価している。七一―七二頁参照。
- (57) 前掲注(53)・「中央委員会の政治報告①」四八頁。「中央委員会の政治報告②」『世界政治』七四二号日本共産党中央委員会(一九八七)五〇頁。

- (58) 前掲注 (57)・「中央委員会の政治報告②」五四―五五頁。
- (59) 前掲注 (57)・「中央委員会の政治報告②」五五―五九頁。
- (60) 三尾忠志「経済政策面でのドイモイ——その特徴と実績および問題の所在——」三尾忠志編『ポスト冷戦のインドシナ』日本国際問題研究所 (一九九三) 六一―六四頁。
- (61) Tong cuc Thong Ke, *Nien gian thong ke, Nha xuat ban Thong Ke, 2007*, p. 223. 前掲注 (60)・三尾七一頁。
- (62) Tong cuc Thong Ke, *supra* note 61, p. 223.
- (63) World Bank, *World Development Indicators* 統計資料より典拠。http://databank.worldbank.org/data/home (最終閲覧日: 二〇一八年十一月二二日)。
- (64) Paul Glewwe, “An Overview of Economic Growth and Household Welfare in Vietnam in the 1990s” in Paul Glewwe=Nisha Agrawal=David Dollar [eds.] *Economic Growth, Poverty, and Household Welfare in Vietnam*, World Bank, 2013, p. 6.
- (65) Tong cuc Thong Ke *Nien gian thong ke, Nha xuat ban Thong Ke, 1997*, p. 16.
- (66) Tong cuc Thong Ke, *supra* note 65, p. 16.
- (67) 第六期中総においては、国営経済セクターが主導的役割を果たすべきであるという原則を再確認している。前掲注 (60)・三尾六三頁。
- (68) 「中央委員会の政治報告 (最終回)」『世界政治』七四七号日本共産党中央委員会 (一九八七) 七一頁より引用。
- (69) Jonh Gillespie “Changing concepts of socialist law in Vietnam” in Jonh Gillespie and Pip Nicholson [eds.] *Asian Socialism & Legal Change Asia Pacific Press, 2005*, pp. 47-48.
- (70) もっとも、ドイモイ前の一九八一年から法の役割が強調されている。「ベトナム共産党第五回大会」『世界政治』六二〇号日本共産党中央委員会 (一九八二) 二二―三七頁、とりわけ二八頁、三一頁を参照。稲子恒夫・鮎京正訓『ベトナム法の研究』日本評論社 (一九八九) 四〇―四四頁。
- (71) 「ベトナム共産党綱領」『世界政治』八四六号日本共産党中央委員会 (一九九二) 四三頁、四六頁。
- (72) 一九九二年ベトナム社会主義国共和国憲法前文。一九九二年ベトナム憲法については、鮎京正訓『ベトナム憲法史』日本評論社 (一九九三) 一三一―一五三頁。
- (73) 三尾忠志「新しい転機を迎えたインドシナ」三尾忠志編『ポスト冷戦のインドシナ』日本国際問題研究所 (一九九三) 一

五一―六頁。

- (74) 石田曉恵「ベトナムの市場経済化と企業法」小林昌之編著『アジア諸国の市場経済化と企業法』アジア経済研究所(二〇〇〇)八三頁。
- (75) Le Thanh Van va Phan Dinh Khanh, *Nhung noi dung co ban cua Bo Luat Dan Su Viet Nam, Nha Xuat Ban Than Pho Ho Chi Minh*, 1995, p. 14. 関係機関としては、人民最高裁判所、最高人民検察院、ベトナム祖国中央委員会、ベトナム労働組合、ベトナム弁護士会、ベトナム農民協会、大学などが含まれている。
- (76) Dinh Trung Tung “The Civil Code in The Legal System of Vietnam” in Jonh Gillespie [eds.] *Commercial legal development in Vietnam: Vietnamese and foreign commentaries*, Butterworths Asia, 1997, p. 242.
- (77) Le=Phan, *supra* note 75 pp. 15-16.
- (78) Le=Phan, *supra* note 75 pp. 17-19.
- (79) Co so Du lieu Quoc gia ve Van ban Phap luat, Trung uong So 833/Tg, <http://vpl.vn/TW/Pages/vbpg-toanvan.aspx?ItemID=9649&Keyword=833%20tg> (最終閲覧日二〇一八年一月二二日)。首相令に基づく各省庁での具体的な普及活動についてはDinh, *supra* note 76, pp. 257-258.
- (80) Fred Burke, Esq, Frank Meier and Hoang Kim Nguyen, “Vietnam’s First Civil Code” in *East Asian Executive Reports, International Executive Reports*, 1996, p. 9.
- (81) 鈴木康二「ベトナム民法 条文と解説」JETRO(一九九六)一七三―三九二頁。なお、本稿の一九九五年民法典の翻訳条文は全て本書に依拠している。
- (82) 一九九五年民法典の解説としては、前掲注(81)・鈴木の他、渡辺英緒「ベトナム民法典の若干の考察(一)〜(五)」『JCAジャーナル』四三卷二一・一三三号、四四卷一号〜三号日本商事仲裁協会(一九九六・一九九七)、松本恒雄「インドシナ諸国における民法典の整備と開発」『二橋法学』一卷二二(二〇〇二)三九〇―四〇四頁がある。一九九五年民法典の土地使用権については、金子由芳「一九九五年ベトナム民法典所有権規定の考察」『アジア経済』三七卷二二号アジア経済研究所(一九九六)三一―五頁がある。
- (83) 前掲注(81)・鈴木一〇―一一頁。
- (84) ポー・ダイ・ルオック「ベトナムの市場経済移行における国家の役割」関口末夫・トラン・ヴァン・トゥ編『現代ベトナム

- ム経済」勅草書房(一九九二)一八一―一八二頁。
- (85) 前掲注(82)・松本三九五頁。
- (86) もっとも土地使用権は譲渡(六九九〜七二三条)、賃貸(七一四〜七二六条)、抵当権の設定(七二七〜七三七条)、相続(七三八〜七四四条)が可能である。
- (87) 行為規範が強い理由として、儒教の影響も指摘されている。ベトナム法と儒教の関係について、Phan Duy Nghia “Confucianism and the conception of the law in Vietnam” in Jonh Gillespie and Pip Nicholson [eds.] *Asian Socialism & Legal Change Asia Pacific Press, 2005, pp. 76-90.* 前掲注(70)・稲子＝鮎京二九―三三頁。
- (88) 森嶋昭夫「ベトナム民法改正と日本の法整備支援」『ICDNEWS』二七号法務省(二〇〇六)一八一―一九頁。
- (89) 新美文文「ベトナムとカンボジアでの経験(3)」『時の法令』一七三三号雅粒社(二〇〇五)四七―四八頁。
- (90) 内田勝一「ヴェトナム民法改正共同研究の現状と課題」早稲田大学比較法研究所編『比較法研究の新段階…法の継受と移植の理論』早稲田大学(二〇〇三)一五〇―一五一頁。
- (91) 他人物売買の場合も、買主は他人の財産について処分権を有しないため(二〇一条)、取引可能な物に当たらず(四二二条一項)、契約は無効になると解されるが(二三一条二号)、他人物であることについて善意無過失の買主は契約を取消し、売主に対して損害賠償請求をすることができる(四三六条二項、三項)。
- (92) 合わせて前掲注(86)も参照のこと。
- (93) 前掲注(82)・金子六頁。
- (94) なお、対象物が財産権である場合、財産権が売主の所有に属することを証明する書類又は他の証拠が必要である(四二二条三項)。目的物が家屋である場合は、売買契約書を作成し、国家公証機関の公証または権限のある人民委員会の確認が必要とされ、要式性が要求されている(四四三条)。
- (95) 四一条一項「双務契約には、各当事者が債務の履行の期限について合意した場合、期限が来たとき、各自は、自分の債務を履行しなければならない。本法典の四一三条で規定される場合を除き、他方の当事者が自分に対する債務を履行しないことを理由として履行を延期することはできない」。
- (96) 前掲注(81)・鈴木八七頁。
- (97) 四三七条三項は瑕疵について(a)買主が悪意又は過失があった場合、(b)競売または古物商で売った物であった場合、(c)瑕疵

が買主の過失によるときは瑕疵担保責任を負わないと規定している。

- (98) 前掲注 (81)・鈴木一〇四頁。
- (99) Dinh, *supra* note 76, pp. 258-259.
- (100) David Dollar “Reform, Growth, and Poverty” in Glewwe = Agrawal = Dollar, *supra* note 64, pp. 31-32.
- (101) ホアン・ティ・リエン「ベトナム2005年民法典制定過程におけるベトナムと日本の協力について」『ICDNEW S』二七号法務省(二〇〇六)一〇一三頁。二〇〇五年民法典四条「民事権・民事義務の確立において自由に約束し、合意する権利は、法律によって保障される。ただし、当該約束・合意が法律禁則、社会道徳に違反しない場合に限る。」三九八条「民事契約の締結にあたり、以下の原則を遵守しなければならない。1. 自由に契約を締結する。ただし、法律、社会道徳に反してはならない。2. 自主的、平等、善意、協力、忠実及び率直」。二〇〇五年ベトナム民法典については、法務省の訳を参照した。https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57/pq00001j1wzj-atu/legal_17.pdf (最終閲覧日二〇一八年一月一二日)。
- (102) 四〇一条一項「民事契約の主要内容とは、その項目がないと、契約が締結できない項目のことである。民事契約の主要内容は法律で決められるものである。法律で規定されない場合、各当事者の合意によるものである」。なお、二〇〇五年民法典は本条を改正し、改正四〇一条は、一九九五年民法典四〇一条一項を削除した。
- (103) Pip Nicholson and Phan Nguyen Toan, “Vietnam” in *Asian-Pacific Constitutional Yearbook Center for Comparative Constitutional Studies The University of Melbourne*, 1995, pp. 341-342, Pip Nicholson, “Vietnam” in *Asian-Pacific Constitutional Yearbook Center for Comparative Constitutional Studies The University of Melbourne*, 1996, pp. 385-386.
- (104) 前掲注 (89)・新美四七頁。
- (105) 前掲注 (82)・金子一五頁。
- (106) 前掲注 (101) 参照。

深沢 瞳 (ふかさわひとみ)

所属・現職

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法研究所 (KEIGLAD)

研究員

最終学歴

慶應義塾大学大学院法務研究科修了 (法務博士)

専攻領域

民法・開発法学

主要著作

From Law Class Rooms in Asian Universities, in KEIGLAD [ed.] *How*

Civil Law is Taught in Asian Universities, Keio University Press (2019),

pp. 313-329.